

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中
← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課・振興課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」
の施行等に伴う留意事項について

計36枚（本紙を除く）

Vol.381

平成26年6月25日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課・振興課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 2164、3937)
FAX：03-3503-7894

老介発0625第1号
老振発0625第1号
平成26年6月25日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
振興課長
(公印省略)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行等に伴う留意事項について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第71号。以下「整備省令」という。）については、本日公布され、本日から施行することとされており、その概要については、「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行等について」（平成26年6月25日付け医政発0625第1号・社援発0625第1号・老発0625第1号）により、既にお示ししているところです。

あわせて、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示」（平成26年厚生労働省告示第266号。以下「整備告示」という。）については、本日公布され、本日から適用することとされています。

これらの改正等に伴う留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内市町村等に周知をお願いいたします。

記

第一 特定入所者介護（予防）サービス費の特例措置

1 介護保険法施行規則等の一部改正（整備省令第2条、第3条及び第7条関係）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の3第1項及び第61条の3第1項の規定により、特定入所者介護（予防）サービス費の支給に当たり資産をしん酌することとしている（平成27年8月1日から施行：医療介護総合確保推進法附則第1条第4号）。

これに伴い、制度移行期である平成27年7月において、特定入所者介護（予防）サービス費の支給に係る認定について保険者の事務負担を軽減する等の観点から、本年7月1日に行う認定については、平成27年7月末日までの13ヶ月間を対象として行うことができるよう、特例措置を設けるものとすること。

具体的には、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に規定する特定入所者介護（予防）サービス費の受給要件について、それぞれ、平成27年7月にサービスを受けた被保険者については前年度の課税情報（前々年の所得）により認定するものとすること。（附則第27条から第30条まで関係）

また、これに伴い、次に掲げる省令について、必要な規定の整備を行うこと。

- ①健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則
- ②介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第106号）

2 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成17年厚生労働省告示第409号）等の一部改正（整備告示第3から第7まで関係）

第一の1に掲げる介護保険法施行規則の改正により、特定入所者介護（予防）サービス費の支給に係る認定の特例措置を設けることに伴い、次に掲げる告示で定める旧措置入所者の負担割合、食費・居住費の標準負担額等についても、平成27年7月にサービスを受けた被保険者については前年度の課税情報（前々年の所得）により認定するものとすること。

- ①厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合
- ②介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）
- ③介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成1

7年厚生労働省告示第414号)

- ④介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第417号）
- ⑤介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第418号）

3 その他の留意事項

平成27年8月1日以降は恒常に認定の更新時期を8月1日とすることとしており、追って、そのための省令及び告示の本則改正並びに関係通知の改正を行う予定であること。

第二 介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護等の経過措置

1 介護予防・日常生活支援総合事業の経過措置（整備省令附則第2条関係）

医療介護総合確保推進法による法改正により、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施することとしている。

その際、医療介護総合確保推進法附則第13条により、介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、総合事業に係る規定の施行日の前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、施行日（同年4月1日）において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられている。

介護予防訪問介護に係る指定介護 予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護 予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る事業者の指定

しかし、当該事業者が施行日の前日までに、以下の方法により別段の申出をしたときは、この限りでないとされている（医療介護総合確保推進法附則第13条ただし書及び整備省令附則第2条）。

次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長（他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。）に提出して行う。

ただし、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の区域に所在する事業所に係る申出については、指定都市等の長に提出して行う。

- ①当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

②医療介護総合確保推進法附則第13条本文に係る指定を不要とする旨

2 地域密着型通所介護の経過措置（整備省令附則第4条関係）

医療介護総合確保推進法による法改正により、通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けることとしている。

その際、医療介護総合確保推進法附則第20条第1項により、介護サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、地域密着型通所介護に係る規定の施行（平成28年4月1日までの間であって政令で定める日）の際、現に指定を受けている通所介護（利用定員が改正後の法第8条第7項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。）の事業を行う者は、施行日において当該事業所の所在地の市町村（他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該他の市町村を含む。）の長から地域密着型通所介護に係る指定を受けたものとみなす経過措置が設けられている。

しかし、当該事業者が施行日の前日までに、以下の方法により別段の申出をしたときは、この限りでないとされている（医療介護総合確保推進法附則第20条第1項ただし書及び整備省令附則第4条）。

次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長（他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。）に提出して行う。

ただし、指定都市等の区域に所在する事業所に係る申出については、指定都市等の長に提出して行う。

①当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

②医療介護総合確保推進法附則第20条第1項本文に係る指定を不要とする旨

3 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施の猶予

総合事業に係る規定の施行日は、平成27年4月1日とされているが、市町村の条例で定める場合には、平成29年3月31日までの間において当該条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっている（医療介護総合確保推進法附則第14条第1項）。

また、医療介護総合確保推進法による法改正後の第115条の45第2項第4号から第6号までに規定する在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業（以下「在宅医療・介護連携推進事業等」という。）に係る規定についても、その施行日は平成27年4月1日と

されているが、市町村の条例で定める場合には、平成30年3月31日までの間ににおいて当該条例で定める日までの間については、その実施を猶予することが可能となっている（医療介護総合確保推進法附則第14条第3項から第5項まで）。

4 その他の留意事項

医療介護総合確保推進法のうち、総合事業及び在宅医療介護連携推進事業等並びに地域密着型通所介護に係る規定の施行日は、平成27年4月1日及び平成28年4月1日までの間であって政令で定める日であるが、1及び2の申出及び3の準備行為（条例制定など）に係る規定についてはいずれも医療介護総合確保推進法の公布日から施行される。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一条の見出し中「第二条第一項」を「第一条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第一条第一項」を「第一条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

第一条（見出しを含む。）中「第一条第三項第三号イ」を「第一条第四項第三号イ」に改める。

第三条を次のように改める。

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所）

第三条 法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム

二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

三 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法（昭和二十三年法律第一百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第六条（見出しを含む。）中「第四条第一項第一号イ」を「第五条第一項第一号ロ」に改め、同条

第七号中（昭和三十八年法律第百三十三号）を削る。

第五条（見出しを含む。）中「第四条第一項第一号ロ」を「第五条第一項第一号ハ」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第四条第一項第二号ハ」を「第五条第一項第一号ニ」に改め、同条

第六号中「第四条第一項第一号イ又はロ」を「第五条第一項第二号又はハ」に改め、同条第七号

中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。

第七条及び第八条を削る。

第九条（見出しを含む。）中「第十一条第一項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条

を第七条とする。

第十条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第一項中「第

十一条」を「第十四条」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「第二十一条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十二条第一項、第十三条第一項」を「第十三条第一項、第十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十五条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条」を「第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一條」に改め、同条を第九条とする。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百一十六条の二第一号中「第一百二十六号の八」を「第一百二十六号の十」に改める。

附則第二十七条第一項各号別記以外の部分中「この条」の下に「及び附則第三十条」を加える。

附則に次の三条を加える。

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

○厚生労働省令第七十一号
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
第一条の見出し中「第二条第一項」を「第一条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第一条第一項」を「第一条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。
第一条（見出しを含む。）中「第一条第三項第三号イ」を「第一条第四項第三号イ」に改める。
第三条を次のように改める。
（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所）
第三条 法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。
一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
三 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法（昭和二十三年法律第一百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所
第六条（見出しを含む。）中「第四条第一項第一号イ」を「第五条第一項第一号ロ」に改め、同条
第七号中（昭和三十八年法律第百三十三号）を削る。
第五条（見出しを含む。）中「第四条第一項第一号ロ」を「第五条第一項第一号ハ」に改める。
第六条（見出しを含む。）中「第四条第一項第二号ハ」を「第五条第一項第一号ニ」に改め、同条
第六号中「第四条第一項第一号イ又はロ」を「第五条第一項第二号又はハ」に改め、同条第七号
中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。
第七条及び第八条を削る。
第九条（見出しを含む。）中「第十一条第一項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条
を第七条とする。
第十条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第一項中「第
十一条」を「第十四条」に改め、同条を第八条とする。
第十二条中「第二十一条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十二条第一項、第十三条第一項」を「第十三条第一項、第十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十五条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条」を「第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一條」に改め、同条を第九条とする。
（介護保険法施行規則の一部改正）
第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第一百一十六条の二第一号中「第一百二十六号の八」を「第一百二十六号の十」に改める。
附則第二十七条第一項各号別記以外の部分中「この条」の下に「及び附則第三十条」を加える。
附則に次の三条を加える。
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）
第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。
厚生労働大臣 田村 恵久
平成二十六年六月二十五日

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)

第十九条 特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者に係る第九十七条の三の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」とする。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例)

第三十条 指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。)を受ける日の属する月が平成二十七年七月である施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者に係る第一百七十二条の二において準用する第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)

第四条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務等

第三章中第十六条の前に次の二条を加える。

(法第二十六条第二項第一号の厚生労働省令で定める検査)

第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エラクス線検査、コノビュータ断層撮影装置を用いたものを除く。とする。

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第五条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第三号」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七十五条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に、「第十二条第一項」に改め、同条第七十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第七百十二条第二十六条号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に改め、同条第二十七条号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第一百七十二条の二の規定」の下に「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴つ厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第七十一号)による改正後の介護保険法施行規則附則第三十条の規定」を「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」との下に「附則第三十条中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス(以下「地域密着型サービス」と)」とあるのは活介護に限る。」又は「指定介護福祉施設サービス」とを加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百三十二号)附則第一条

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第二十一号)附則第一条

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出)

第二条 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者」という。)であつて、同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は同条第七項に規定する介護予防通介護を行うものに係る地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「改正法」という。附則第十一条第三項に規定する別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定介護予防サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨
二 指定都市又は中核市の区域に所在する事業所に係る申出をする場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定都市又は中核市の長」とする。

第三条 介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この条において「指定介護予防支援事業者」という。）であつて、同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援を行つものに係る改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る指定介護予防支援事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨

（改正法附則第二十条第一項ただし書の規定による申出）

第四条 改正法附則第二十条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者」という。）の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長（他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定居宅サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。）に提出して行つものとする。

- 一 当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所
- 二 改正法附則第二十条第一項本文に係る指定を不要とする旨

2 指定都市又は中核市の区域に所在する事業所に係る申出をする場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定都市又は中核市の長」とする。

（経過措置）

第五条 改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第二項の規定による交付金については、第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則第八条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「市町村整備計画交付金」とあるのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律平成二十六年法律第八十三号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下この条において「旧介護施設整備法」という。）第五条第一項の規定による交付金」と、「法律第三条第一項」とあるのは、「旧介護施設整備法第三条第一項」と、「市町村整備計画」とあるのは、「旧介護施設整備法第四条第一項に規定する市町村整備計画」とする。

- 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（抄）
　　（第一条関係） 1

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第二条関係） 5

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（抄）（第三条関係） 7

○ 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）（抄）（第四条関係） 8

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）（第五条関係） 9

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第六条関係） 10

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第一百六号）（抄）（第七条関係） 11

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第一百二十六号）（抄）
　　（第八条関係） 13

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第一百三十二号）（抄）（第九条
　　第一号関係） 14

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第二十
　　二号）（抄）（第九第二号条関係） 15

○

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（抄）
(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

現 行	案	正 改	地 域 に お け る 医 療 及 び 介 護 の 総 合 的 な 確 保 の 促 進 に 關 す る 法 律 施 行 規 則
<p>(法第二条第三項の厚生労働省令で定める施設又は設備)</p> <p>第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の厚生労働省令で定める施設又は設備は、地域における創意工夫を生かしつつ、当該地域の実情に応じ、主として老人が当該地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業に係る施設又は設備（同条第二項に規定する介護給付等対象サービス等を提供する施設を除く。）とする。</p>	<p>(法第二条第二項の厚生労働省令で定める施設又は設備)</p> <p>第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の厚生労働省令で定める施設又は設備は、地域における創意工夫を生かしつつ、当該地域の実情に応じ、主として老人が当該地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業に係る施設又は設備（同条第一項に規定する介護給付等対象サービス等を提供する施設を除く。）とする。</p>	<p>(法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める便宜)</p> <p>第二条 法第二条第四項第三号イの厚生労働省令で定める便宜は、入浴、給食、介護方法の指導、生活指導、養護その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人又はその者を現に養護する者に必要な便宜とする。</p>	<p>(法第三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三条 法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四</p>
<p>(法第三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第三条 法第三条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、法第五条第二項の交付金の交付に関する基本的事項とする。</p>			

に規定する養護老人ホーム

二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

（法第五条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める施設）

第四条 法第五条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行いう施設（緊急時の対応を行うことができるものとして整備されるものに限る。）

（法第五条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設）

第五条 法第五条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業）

第六条 法第五条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 地域における創意工夫を生かしつつ、当該地域の実情に応じ、主として老人が当該地域において自立した日常生活を営むこ

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設）

第四条 法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設（緊急時の対応を行うことができるものとして整備されるものに限る。）

（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設）

第五条 法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

第六条 法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 地域における創意工夫を生かしつつ、当該地域の実情に応じ、主として老人が当該地域において自立した日常生活を営むこ

とができるよう支援する事業（法第五条第二項第二号ロ又はハに規定する施設を整備する事業を除く。）として別に厚生労働大臣が定めるもの

七 医療及び介護の総合的な確保のための事業であつて、先進的であると認められるものとして別に厚生労働大臣が定めるもの

（削る）

（削る）

（市町村整備計画の記載事項）
第七条 法第四条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（五）（略）

（市町村整備計画交付金の交付）

第八条 市町村整備計画交付金は、法第三条第一項に規定する整備基本方針において定める市町村整備計画の種別ごとに、別に厚生労働大臣が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

（法第十二条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項）

第七条 法第十三条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項は、職員の研修等資質の向上に関する事項とする。

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める届出事項）

第八条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める届出事項は、次に掲げるものとする。

一（七）（略）

2 前項の届出については、法第十四条の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

（権限の委任）

とができるよう支援する事業（法第四条第二項第二号イ又はロに規定する施設を整備する事業を除く。）として別に厚生労働大臣が定めるもの

七 公的介護施設等を整備する事業であつて、先進的であると認められるものとして別に厚生労働大臣が定めるもの

（市町村整備計画の記載事項）
第七条 法第四条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（五）（略）

（市町村整備計画交付金の交付）

第八条 市町村整備計画交付金は、法第三条第一項に規定する整備基本方針において定める市町村整備計画の種別ごとに、別に厚生労働大臣が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

（法第十二条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項）

第九条 法第十二条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項は、職員の研修等資質の向上に関する事項とする。

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める届出事項）

第十条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める届出事項は、次に掲げるものとする。

一（七）（略）

2 前項の届出については、法第十二条の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

（権限の委任）

第九条 法第二十三条第一項の規定により、法第十三条第一項、第十五条规定第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（法第十七条第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

第十一條 法第二十一条第一項の規定により、法第十三条第一項、第十五条第一項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（法第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	現	案	正	改

改

正

案

現

行

（法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準）

第一百二十六条の十二 法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第百二十六条の十の居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。

二 （略）

附 則

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例）

第二十七条 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下この条及び附則第三十条において同じ。）は、第百七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

一・二 （略）
2・3 （略）

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）

（法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準）

第一百二十六条の十二 法第七十条第八項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第百二十六条の八の居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。

二 （略）

附 則

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例）

第二十七条 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下この条において同じ。）は、第百七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

一・二 （略）
2・3 （略）

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同

条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)

第二十九条 特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者に係る第九十七条の三の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは、「四月から七月まで」とする。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例)

第三十条 指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。)を受ける日の属する月が平成二十七年七月である施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者に係る第百七十二条の二において準用する第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者との特例）</p> <p>第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。</p>	<p>（新設）</p>

○ 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
第三章 業務等	（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査） 第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める 検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）とする。 （新設）	第三章 照射録等	

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条の二 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センタ ー、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項第三号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。</p>	<p>（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条の二 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センタ ー、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項第三号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。</p>

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現	行	案	正	改
（健康福祉部の所掌事務）	（健康福祉部の所掌事務）	（健康福祉部の所掌事務）	（第六条関係）	
<p>第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十四 （略）</p> <p>七十五 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十三条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。</p> <p>七十六 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条に規定する認定事業者の監督に関すること。</p> <p>七十七～八十三 （略）</p>	<p>第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十四 （略）</p> <p>七十五 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。</p> <p>七十六 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。</p> <p>七十七～八十三 （略）</p>	<p>第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十四 （略）</p> <p>七十五 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。</p> <p>七十六 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。</p> <p>七十七～八十三 （略）</p>	<p>（健康福祉課の所掌事務）</p> <p>第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十五 （略）</p> <p>二十六 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十三条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。</p> <p>二十七 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条に規定する認定事業者の監督に関すること。</p>	<p>（健康福祉課の所掌事務）</p> <p>第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十五 （略）</p> <p>二十六 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十二条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。</p> <p>二十七 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。</p>

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）（抄）（第七条関係）

(傍線の部分は改正部分)

密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受けている地域密着型介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護老人福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の八第一項の項中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の八第二項の項中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」とする。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第二百一十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

行	現	案	改	正	附 則 （経過措置）
					第一條　（略）
			3 2	（略）	新規則第二十四条の二、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、平成二十八年三月三十一日までは適用しない。
			3 2	（略）	新規則第二十四条の二、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、平成二十七年三月三十一日までは適用しない。
					第五条　平成二十八年四月一日において新法附則第二十条第一項の登録を受けている者であつて新法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務を行つているものは、新規則第二十六条の二第一項の申請書を当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しない場合においても、同日に新法第四十八条の三第一項の登録を受けたものとみなす。
					第五条　平成二十七年四月一日において新法附則第二十条第一項の登録を受けている者であつて新法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務を行つているものは、新規則第二十六条の二第一項の申請書を当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しない場合においても、同日に新法第四十八条の三第一項の登録を受けたものとみなす。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百三十二号）（抄）（第九条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし 、次条の規定は、公布の日から施行する。
現 行	附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし 、次条の規定は、公布の日から施行する。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第二十二号）（抄）（第九条第二号条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十一条及び第二十二条第四項並びに附則第一条の二の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十一条及び第二十二条第四項並びに附則第一条の二の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件 新旧対照条文 目次

- 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針（平成元年厚生省告示第百八十八号）（抄）（第二関係）……………1
- 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）（第三関係）……………5
- 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）（抄）（第四関係）……………6
- 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）（第五関係）……………7
- 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）（抄）（第六関係）……………8
- 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）（抄）（第七関係）……………9
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号亦及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号亦に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十三年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）（第八関係）……………10

○ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針（平成元年厚生省告示第百八十八号）（抄）
 （第二関係）

（傍線の部分は改正部分）

		現行	案	改正
一 （略）	1・2 （略）	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する特定民間施設の整備に関する基本方針
一 （略）	1・2 （略）	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する特定民間施設（以下「特定民間施設」という。）は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資するため、その整備の促進を図ることとしたものであり、民間事業者が、公的な保健サービス及び福祉サービスとの適切な連携の下に、地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、法第二条第四項各号に掲げる四種の施設（以下「構成施設」という。）から構成されるものである。	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する特定民間施設（以下「特定民間施設」という。）は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資するため、その整備の促進を図ることとしたものであり、民間事業者が、公的な保健サービス及び福祉サービスとの適切な連携の下に、地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、法第二条第三項各号に掲げる四種の施設（以下「構成施設」という。）から構成されるものである。	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する特定民間施設（以下「特定民間施設」という。）は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資するため、その整備の促進を図ることとしたものであり、民間事業者が、公的な保健サービス及び福祉サービスとの適切な連携の下に、地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、法第二条第三項各号に掲げる四種の施設（以下「構成施設」という。）から構成されるものである。
一 （略）	1 （略）			

(二) 対象地域(法第十五条第二項第三号に規定する対象地域をいう。以下同じ。)の中に、特定民間施設の利用者としての老人が相当数居住し、又は居住することが見込まれること。

(二) 対象地域において、介護給付等対象サービス等(法第二条第二項に規定する介護給付等対象サービス等をいう。以下同じ。)が計画的に提供されるとともに、介護給付等対象サービス等と特定民間施設が提供するサービスとの適切な連携が確保されると見込まれること。また、医療施設及び老人福祉施設と適切な連携が確保されると見込まれること。

(三)～(六) (略)

2 (略)

(二) 法第二条第四項第一号に掲げる施設については、総延床面積が、五百平方メートル以上であること。
(二) 法第二条第四項第二号に掲げる施設については、総延床面積が、三百平方メートル以上であること。
(三) 法第二条第四項第三号に掲げる施設については、総延床面積が、三百平方メートル以上であること。
(四) 法第二条第四項第四号に掲げる施設については、総延床面積が、二千五百平方メートル(入居時から常時介護を必要とする者を相当数入居させることを予定している施設については、二千平方メートル)以上あること。

3 (略)

四 (略)
三 (略)

(一) 対象地域(法第十三条第二項第三号に規定する対象地域をいう。以下同じ。)の中に、特定民間施設の利用者としての老人が相当数居住し、又は居住することが見込まれること。

(二) 対象地域において、介護給付等対象サービス等(法第二条第一項に規定する介護給付等対象サービス等をいう。以下同じ。)が計画的に提供されるとともに、介護給付等対象サービス等と特定民間施設が提供するサービスとの適切な連携が確保されると見込まれること。また、医療施設及び老人福祉施設と適切な連携が確保されると見込まれること。

(三)～(六) (略)

2 (略)

(二) 法第二条第三項第一号に掲げる施設については、総延床面積が、五百平方メートル以上であること。
(二) 法第二条第二項第二号に掲げる施設については、総延床面積が、三百平方メートル以上であること。
(三) 法第二条第二項第三号に掲げる施設については、総延床面積が、三百平方メートル以上であること。
(四) 法第二条第三項第四号に掲げる施設については、総延床面積が、二千五百平方メートル(入居時から常時介護を必要とする者を相当数入居させることを予定している施設については、二千平方メートル)以上あること。

3 (略)

四 (略)
三 (略)

(略)

1 法第二条第四項第一号に掲げる施設

(二) (略)

(二) (二)の機能を確保するため、有酸素運動(法第二条第四項第一号に規定する有酸素運動をいう。)を行わせるための施設及び設備、機能訓練を行うための施設及び設備、健康相談又は栄養相談のための施設、最大酸素摂取量を測定するための機器、体力測定のための機器並びに応急処置を行うための設備を備えるとともに、診療所を附置すること。なお、当該診療所は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する診療所であり、同法による規制を受けるものであること。

2 法第二条第四項第二号に掲げる施設

(一) (三) (略)

3 法第二条第四項第三号に掲げる施設

(二) (二) (略)

4 法第二条第四項第四号に掲げる施設

(二) (二) (略)

五 (略)

2 1 (略)

(二) 法第二条第四項第一号に掲げる施設
イ (ホ) (略)

(二) 法第二条第四項第二号に掲げる施設
イ (ハ) (略)

(三) 法第二条第四項第三号に掲げる施設
イ (ハ) (略)

(略)

1 法第二条第三項第一号に掲げる施設

(二) (略)

(二) (二)の機能を確保するため、有酸素運動(法第二条第三項第一号に規定する有酸素運動をいう。)を行わせるための施設及び設備、機能訓練を行うための施設及び設備、健康相談又は栄養相談のための施設、最大酸素摂取量を測定するための機器、体力測定のための機器並びに応急処置を行うための設備を備えるとともに、診療所を附置すること。なお、当該診療所は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する診療所であり、同法による規制を受けるものであること。

2 法第二条第三項第二号に掲げる施設

(一) (三) (略)

3 法第二条第三項第三号に掲げる施設

(二) (二) (略)

4 法第二条第三項第四号に掲げる施設

(二) (二) (略)

五 (略)

2 1 (略)

(二) 法第二条第三項第一号に掲げる施設
イ (ホ) (略)

(二) 法第二条第三項第二号に掲げる施設
イ (ハ) (略)

(三) 法第二条第三項第三号に掲げる施設
イ (ハ) (略)

(四) 法第二条第四項第四号に掲げる施設
イヽハ (略)

六ヽ八 (略)

(四) 法第一条第三項第四号に掲げる施設
イヽハ (略)

六ヽ八 (略)

- 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）
 （第三関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十七年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）は、平成十七年九月三十日限り廃止する。</p> <p>ただし、指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である旧措置入所者に係るこの告示の適用については、表の二の項中「四月から六月まで」とあるのは、「四月から七月まで」とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十七年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）は、平成十七年九月三十日限り廃止する。</p>

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）（抄）
 （第四関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。ただし、特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の五第一号に掲げる者又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である同令第九十七条の三第一号に掲げる者に係るこの告示の適用については、表の四の項中「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。</p>

- 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）
 （第五関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。ただし、特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の五第一号に掲げる者又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である同令第九十七条の三第一号に掲げる者に係るこの告示の適用については、表の二の項中「一月から六月まで」とあるのは、「一月から七月まで」とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。</p>

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）（抄）
(第六関係)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項 第一号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に 規定する食費の特定負担限度額を次のように定め、平成十七年十月 一日から適用する。ただし、指定地域密着型サービス又は指定介護 福祉施設サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百七十二 条の二において準用する同令第八十三条の五第一号に掲げる者に係 るこの告示の適用については、表の四の項中「一月から六月まで」 とあるのは、「一月から七月まで」とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項 第一号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に 規定する食費の特定負担限度額を次のように定め、平成十七年十月 一日から適用する。</p>

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）（抄）
 （第七関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項 第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に 規定する居住費の特定負担限度額を次のように定め、平成十七年十 月一日から適用する。ただし、指定地域密着型サービス又は指定介 護福祉施設サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月であ る介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百七十 二条の二において準用する同令第八十三条の五第一号に掲げる者に 係るこの告示の適用については、表の三の項中「一月から六月まで 「とあるのは、「一月から七月まで」とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項 第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に 規定する居住費の特定負担限度額を次のように定め、平成十七年十 月一日から適用する。</p>

- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号亦及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号亦に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十三年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）
 （第八関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第七条の二第一号亦及び社会福祉士介護福祉士学校指定文部科学省 規則（平成二十年 厚生労働省 令第二号）第七条の二第一号亦の規定</p> <p>に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号亦及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号亦に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。</p> <p>（略）</p>	<p>社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第七条の二第一号亦及び社会福祉士介護福祉士学校指定文部科学省 規則（平成二十年 厚生労働省 令第二号）第七条の二第一号亦の規定</p> <p>に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第七条の二第一号亦及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第七条の二第一号亦に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。</p> <p>（略）</p>